

新旧対照表

2023 年 9 月 1 日

au カブコム証券

変更箇所は下線部

信用取引取扱規定

新	旧	備考
第 2 条（信用取引口座開設の申込み） 2. 当社が、<u>前項</u>の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、お客様が、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書兼 PTS 信用取引に係る合意書及び信用取引に関する覚書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。 3. 法人口座については<u>第 1 項</u> 5 号、6 号に替わる審査基準があります。 第 5 条（対象銘柄） 2. <u>前項</u>の規定に関わらず、金融商品取引所又は PTS 運営業者等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。	第 2 条（信用取引口座開設の申込み） 2. 当社が、<u>前第 1 項</u>の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、お客様が、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書兼 PTS 信用取引に係る合意書及び信用取引に関する覚書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。 3. 法人口座については<u>前第 1 項</u> 5 号、6 号に替わる審査基準があります。 第 5 条（対象銘柄） 2. <u>前第 1 項</u>の規定に関わらず、金融商品取引所又は PTS 運営業者等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。	条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理

第 8 条（委託保証金） 2. <u>前項</u>の委託保証金は金銭により差し入れるものとします。しかし、当社が指定する有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。 第 9 条（代用有価証券の取扱） 1. お客様は、当社にお預けの代用有価証券を<u>前条</u>の委託保証金として、お客様の指示により差し入れるものとします。 第 1 1 条（委託保証金の額） 2. <u>前項</u>の委託保証金の額は、金融商品取引所及び証券金融会社等の規制若しくは制度の変更又は当社の判断により変更することがあります。 第 1 2 条（委託保証金の維持） 1. お客様は、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した<u>委託保証金（代用有価証券を含む）</u>を建玉金額で除した委託保証金率を維持するものとします。 2. <u>前項</u>の委託保証金率が 3 0 % 若しくは委託保証金の額が 3 0 万円（代用掛目換算額）を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。 3. 未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを必要とする場合は、その約定日の翌々営業	第 8 条（委託保証金） 2. <u>前第 1 項</u>の委託保証金は金銭により差し入れるものとします。しかし、当社が指定する有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。 第 9 条（代用有価証券の取扱） 1. お客様は、当社にお預けの代用有価証券を<u>前第 8 条</u>の委託保証金として、お客様の指示により差し入れるものとします。 第 1 1 条（委託保証金の額） 2. <u>前第 1 項</u>の委託保証金の額は、金融商品取引所及び証券金融会社等の規制若しくは制度の変更又は当社の判断により変更することがあります。 第 1 2 条（委託保証金の維持） 1. お客様は、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した<u>代用有価証券が、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した建玉金額に対して委託保証金率</u>を維持するものとします。 2. <u>前第 1 項</u>の委託保証金率が 3 0 % 若しくは委託保証金の額が 3 0 万円（代用掛目換算額）を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。 3. 未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを必要とする場合は、その約定日の翌々営業	条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理 文意を明確化 条項番号の整理 条項番号の整理
---	--	--

日の正午までに当社に差し入れるものとします。また、<u>前項</u>に該当しているにもかかわらず未約定の取引注文が存在する場合、当社は任意でお客様の取引注文を取消す場合があります。 第13条（委託保証金の維持率） 1. 委託保証金の最低維持率は<u>20%</u>とします。 2. 委託保証金が<u>前項の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに、前項に定める最低維持率を維持するために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。保証金の差し入れは、①お客様の信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差し入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉金額の20%の金額を不足額へ充当するものとします。</u> 3. お客様が<u>前項の所定の日時までに追加保証金を差し入れなかった場合には、</u>当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全未決済建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生しかつ不足分が発生した場合には、お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 4. 未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを行うことが困難であると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文を任意に<u>取消しする</u>ことができる	日の正午までに当社に差し入れるものとします。また、<u>前第2項</u>に該当しているにもかかわらず未約定の取引注文が存在する場合、当社は任意でお客様の取引注文を取消す場合があります。 第13条（委託保証金の維持率） 1. 委託保証金の最低維持率は<u>25%</u>とします。 2. 委託保証金が<u>前第1項の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに、前条に定める委託保証金率及び金額を維持するために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。保証金の差し入れは、①お客様の信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差し入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉金額の20%の金額を不足額へ充当するものとします。</u> 3. お客様が<u>前第2項の所定の日時までに追加保証金を差し入れず、その後5営業日が経過した場合、又は、その間法定の委託保証金維持率である20%を下回った場合には、</u>当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全未決済建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生しかつ不足分が発生した場合には、お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 4. 未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを行うことが困難であると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文を任意に<u>取消しを行う</u>ことができ	最低維持率の変更 最低維持率の変更及び 条項番号の整理 最低維持率の変更及び 条項番号の整理 文意の明確化
---	---	--

ものとしします。 5. <u>第3項</u>の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとしします。 6. <u>第1項</u>の維持率は、証券取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。 第14条（決済指示） 2. 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・減資・株式分割等の措置がとられた場合、<u>前項</u>の期日は、当社が定める期日に変更できるものとしします。 5. <u>第2項</u>、<u>第3項</u>、または<u>第4項</u>により期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客様は当社の指定する日までに反対売買又は品受若しくは品渡を行うものとしします。 7. <u>前項</u>の反対売買を行った結果、損失が発生した場合には、お客様は当社に対して速やかにその額に相当する金銭を差し入れるものとしします。 9. お客様が<u>第7項</u>の金銭を差し入れない場合、又は<u>第8項</u>の結果により債務が発生した場合、当社はお客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとしします。 第15条（回答書兼混同担保同意書） 3. <u>第1項</u>に定める取引残高報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合があります。	るものとしします。 5. <u>前第3項</u>の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとしします。 6. <u>前第1項</u>の維持率は、証券取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。 第14条（決済指示） 2. 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・減資・株式分割等の措置がとられた場合、<u>前第1項</u>の期日は、当社が定める期日に変更できるものとしします。 5. <u>前第2項</u>、<u>前第3項</u>、または<u>前第4項</u>により期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客様は当社の指定する日までに反対売買又は品受若しくは品渡を行うものとしします。 7. <u>前第6項</u>の反対売買を行った結果、損失が発生した場合には、お客様は当社に対して速やかにその額に相当する金銭を差し入れるものとしします。 9. お客様が<u>前第7項</u>の金銭を差し入れない場合、又は<u>前第8項</u>の結果により債務が発生した場合、当社はお客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとしします。 第15条（回答書兼混同担保同意書） 3. <u>前第2項</u>に定める取引残高報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合があります。	条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理 条項番号の整理 文意の明確化
--	---	---

<u>第15条の2（決済損等の取扱い）</u> 1. <u>信用建玉の決済等によりお客様の当社に対する支払債務が発生した場合、お客様は当社に対して所定の支払期日までに当該支払債務に相当する金銭を入金するものとします。</u> 2. <u>お客様から所定の支払期日までに前項の入金がない場合、もしくは、所定の支払期日以前であっても、当社が所定の支払期日までの入金の可能性が少ないと判断した場合には、当社はお客様に通知することなく、お客様の全部または一部の未決済建玉及び代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</u> 3. <u>前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。</u>	(新設)	決済損等の期日入金のない場合、お客様に通知することなく、建玉及び代用有証を処分できることを規定
第16条（債務不履行） 1. <u>お客様が所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様に通知することなくお客様の全部または一部の未決済建玉、代用有価証券及び証券口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</u>	第16条（債務不履行） 1. <u>お客様が所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の代用有価証券及び証券口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</u>	債務不履行のある場合、お客様に通知することなく、建玉等を処分できることを規定
第24条（信用取引利用の禁止・解除） 3. <u>前項の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消しを行うこと、また一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。</u>	第24条（信用取引利用の禁止・解除） 3. <u>前第2項の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消しを行うこと、また一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。</u>	条項番号の整理
第25条（規定の変更等）	第25条（規定の変更等）	総合取引約款の約款変

2. <u>前項により、この規定を変更等する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更等を行う旨及び変更等後の規定の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> <u>(2023 年 9 月) 改訂</u>	2. <u>前第 1 項に基づき、この規定を変更等した場合は、当社所定の方法（ホームページ等）にてお客様に当該規定の全文、若しくは変更箇所のお知らせ・掲載等を行わせていただきます。当該変更等の通知等の後、当社とお客様の当該取引が生じた時点をもって、当該規定の変更等にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。また、異議等がある場合は、一定期間内に当社へ申出を行うものとし、当社への申出がない場合、規定等の変更を了解したものとして取扱います。</u>	更時の規定に揃える
---	---	------------------